

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 東京都
(氏名) A

上記被審人に対する平成20事務年度(判)第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2079万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成21年1月19日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都港区南麻布五丁目2番32号に本店を置き、インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システム及び情報提供サービスシステムの設計、開発、運用、保守等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社い生活の社員として、業務に従事していたものである。

被審人は、

第1 平成19年1月11日、同社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの会計期間の売上高について、平成18年11月9

日に公表された直近の予想値17億5000万円に比較して、同社が新たに算出した同期の予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を、その職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、新たに予想値が15億5000万円として公表される前の平成19年1月11日から同月30日までの間、B証券株式会社又はC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、D、E又はF名義で、自己の計算において、株式会社いい生活の株券合計317株を売付価額6457万6000円で売り付け、

第2 平成19年10月5日から同月9日までの間、同社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの会計期間の売上高について、平成19年5月10日に公表された直近の予想値21億5000万円に比較して、同社が新たに算出した同期の予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を、その職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、新たに予想値が19億3500万円として公表される前の平成19年10月12日から同月29日までの間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、D又はE名義で、自己の計算において、株式会社いい生活の株券合計403株を売付価額3760万6500円で売り付け

たものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第1号、平成18年法律第65号による改正前の証

券取引法第166条第1項第1号、第2項第3号、平成19年内閣府令第59号による廃止前の会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第3条第1項第1号、法第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

法第175条第1項第1号の規定により、有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から、業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

① 違反事実の第1に係る課徴金の額

$$\begin{aligned} & (197,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 198,000 \text{ 円} \times 58 \text{ 株} + 199,000 \text{ 円} \times 19 \text{ 株} \\ & + 200,000 \text{ 円} \times 25 \text{ 株} + 201,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 株} + 202,000 \text{ 円} \times 55 \text{ 株} \\ & + 203,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 株} + 204,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 205,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ & + 207,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 208,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 209,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \\ & + 210,000 \text{ 円} \times 33 \text{ 株} + 211,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 218,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ & + 220,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 222,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 223,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ & + 227,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株}) \\ & - (169,000 \text{ 円} \times 317 \text{ 株}) \\ & = 11,003,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

② 違反事実の第2に係る課徴金の額

$$\begin{aligned} & (86,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 86,100 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 86,300 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ & + 86,400 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 87,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 88,500 \text{ 円} \times 17 \text{ 株} \\ & + 88,600 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 88,700 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 88,800 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ & + 89,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 89,700 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 90,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ & + 90,100 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 90,500 \text{ 円} \times 11 \text{ 株} + 90,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ & + 90,700 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 90,900 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 91,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 株} \\ & + 91,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 91,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 92,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ & + 92,200 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 92,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 株} + 94,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ & + 94,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 95,000 \text{ 円} \times 37 \text{ 株} + 95,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &+95,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 96,000 \text{ 円} \times 67 \text{ 株} + 96,100 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ &+ 96,200 \text{ 円} \times 17 \text{ 株} + 96,300 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 96,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ &+ 96,500 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 96,600 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 96,800 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\ &+ 97,000 \text{ 円} \times 36 \text{ 株} + 97,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 97,500 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} \\ &+ 97,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ &- (69,000 \text{ 円} \times 403 \text{ 株}) \\ &= 9,799,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

法第176条第2項の規定により、上記(3)でそれぞれ計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

平成20年11月18日

金融庁長官 佐藤隆文